

(仮称) 中津市新学校給食共同調理場整備運営事業

実施方針

令和6年10月

(令和6年12月23日更新版)

中津市

目 次

第1.	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定及び公表	7
第2.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1.	募集及び選定方法	9
2.	募集及び選定の手順	9
3.	入札参加者の備えるべき参加資格要件	11
4.	提案書類の取扱い	16
5.	審査及び選定に関する事項	16
第3.	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1.	責任分担に関する基本的な考え方	18
2.	予想されるリスクと責任分担	18
3.	本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	18
第4.	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
1.	立地条件	19
2.	施設要件	19
第5.	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	23
第6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
1.	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	23
2.	本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	23
3.	本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	23
4.	金融機関と本市の協議（直接協定）	24
第7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1.	法制上の措置	24
2.	税制上の措置	24
3.	財政上及び金融上の支援	24
第8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
1.	議会の議決	24
2.	入札に伴う費用負担	24
3.	本事業において使用する言語、通貨単位等	24
4.	情報公開及び情報提供	24
5.	実施方針に関する問い合わせ先	24

第1. 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 中津市新学校給食共同調理場整備運営事業 (以下「本事業」という。)

(2) 施設の管理者の名称

中津市長 奥塚 正典

(3) 本事業の目的

中津市 (以下「本市」という。) では、給食施設・設備の老朽化への対応、食物アレルギーへの対応、献立内容の充実及び大規模災害への対応等を実施するため、既存の4箇所の学校給食共同調理場を集約し、(仮称) 中津市新学校給食共同調理場 (以下「本施設」という。) を整備することとしている。

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。) に基づき、本施設的设计、建設、維持管理及び運営業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者 (以下「事業者」という。) に委ね、より安全・安心で魅力ある給食の提供に加え、良好な維持管理等により、事業費の削減を目指すことを目的とする。

(4) 本事業の基本理念

本事業は、新たに一日あたり7,100食 (食物アレルギー対応食120食/日を含む。) の調理能力を有する本施設を整備するとともに、所定の事業期間内において維持管理及び運営を行うものである。以下に示す基本理念を十分に踏まえ、本事業を実施するものとする。

ア. 安全・安心な学校給食を提供できる施設の整備・運営

- ・本施設は、安心・安全な学校給食を提供するため、HACCPや「学校給食衛生管理基準 (文部科学省)」、「大量調理施設衛生管理マニュアル (厚生労働省)」等の各種基準に適合した高度な衛生水準を確保できる施設とする。

イ. 食物アレルギーへの対応

- ・現在提供できていない食物アレルギー対応食を提供するため、アレルゲンの混入を防止するアレルギー対応食専用調理室を整備し、すべての園児・児童・生徒 (以下、「児童生徒等」という) に対して安全・安心な学校給食を提供する。

ウ. 食育の推進

- ・食材の荷受け、検収、下処理、調理、配缶、配送までの一連の流れを見学できるとともに、給食試食会や食育講話、講演会等を実施できる施設とする。

エ. 地産地消の推進

- ・ 地元の食材を積極的に取り入れた献立を実現するため、地場産物を取り入れた献立の充実や地元の規格外の農産物も活用できる設備の導入など、地産地消を推進できる施設とする。

オ. 災害時の対応

- ・ 災害時においても建物の被害を最小限に抑えるよう、高い耐震性を有するとともに、非常食の提供や非常用物資の備蓄、炊き出しの実施等、災害時にも活用できる施設とする。

カ. 環境負荷の低減

- ・ 本市の温室効果ガスにおけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の 57%削減目標に向けて、環境に配慮した施設とする。

(5) 本事業の内容

ア. 事業予定地

所在地：大分県中津市永添 2684 番 7

敷地面積：14,005.37 m²（うち有効面積 11,848 m²）

イ. 事業概要

7,100 食／日（食物アレルギー対応食 120 食／日を含む。）の調理能力を有する本施設的设计・建設及び維持管理・運営を行う。

ウ. 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が本事業の実施のために設立された特別目的会社（以下「SPC」という。）と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設的设计・建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業期間中における維持管理及び運営業務を行う方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

エ. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 25 年 7 月 31 日までとする。

(6) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、具体的な業務の内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

ア. 設計業務

- (7) 事前調査業務
- (4) 設計業務
- (5) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (2) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ. 建設・工事監理業務

- (7) 建設業務
- (4) 厨房機器等の調達及び設置業務
- (5) 什器・備品等の設置業務
- (2) 食器・食缶・配膳器具類の調達業務
- (3) 工事監理業務
- (6) 近隣対応・対策業務
- (8) 本事業に伴う各種申請等業務
- (7) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ. 開業準備業務

エ. 維持管理業務

- (7) 建築物保守管理業務
- (4) 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- (5) 什器・備品等の保守管理業務
- (2) 食器・食缶・配膳器具類の更新業務
- (3) 外構等維持管理業務
- (6) 環境衛生・清掃業務
- (8) 警備保安業務
- (7) 修繕業務（大規模修繕※を除く）
- (5) 本事業に伴う各種申請等業務
- (2) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

オ. 運營業務

- (7) 食材検収・保管業務
- (4) 給食調理業務

- (ウ) 衛生管理業務
 - (エ) 給食配送・回収業務
 - (オ) 洗浄・残渣処理等業務
 - (カ) 運営備品調達業務
 - (キ) 献立作成支援業務
 - (ク) 食育支援業務
 - (ケ) 広報支援業務
 - (コ) 学社融合における給食試食体験業務
 - (サ) 夏休みの幼稚園のランチサービスの提供業務
 - (シ) 本事業に伴う各種申請等業務
 - (ス) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- ※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。
- a. 調理食数の決定
 - b. 献立の作成・栄養管理
 - c. 食材調達・食材検収指示
 - d. 検食
 - e. 配送校での給食配膳
 - f. 給食費の徴収管理
 - g. 食育に関する指導
 - h. 広報
 - i. 衛生管理業務確認・指導
 - j. 防災備蓄倉庫の備蓄品の補充・更新等の管理

(7) 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約により作成された契約書（以下「事業契約書」という。）に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、開業準備、維持管理及び運営業務の対価からなる。

ア. 設計及び建設工事等業務の対価

本市は、設計及び建設工事等業務の対価のうち、交付金対象経費及び地方債が適用可能な範囲については、事業者に対して施設引渡し後に一時支払い金として支払う。また、運営期間中に、設計及び建設工事等業務の対価のうち、一時支払い金を控除した額を、設計及び建設工事等業務の対価として割賦払いにて支払う。

イ. 開業準備、維持管理及び運営業務の対価

維持管理及び運営業務の対価は、運営期間にわたって四半期ごとに、事業者を支払うこととし、物価変動等を勘案して改定する。また、維持管理及び運営業務の対

価のうち、運營業務の対価（光熱水費は本市が負担する）は固定費と変動費で構成されるものとする。なお、固定費及び変動費の考え方については事業者提案によるものとする。開業準備の対価は、開業準備業務終了後に事業者を支払うこととし、物価変動等を勘案しない。

(8) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは以下のとおりであるが、設計・建設期間及び施設引渡し日の各日程は、事業者の提案により前倒しして設定することができる。なお、開業準備期間は、十分な準備の期間を確保すること。

事業契約締結	令和 7 年 9 月
事業期間	事業契約締結日～令和 25 年 7 月 31 日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和 10 年 6 月 30 日
開業準備期間	施設引渡し日～令和 10 年 8 月 24 日
運用開始日	令和 10 年 8 月 25 日
維持管理期間	施設引渡し日～令和 25 年 7 月 31 日
運営期間	運用開始日～令和 25 年 7 月 31 日

(9) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号、平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照する。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照する。

ア. 【法令・条例等】

- (ア) 建築基準法
- (イ) 都市計画法
- (ウ) 景観法
- (エ) 消防法
- (オ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (カ) 水道法、下水道法、浄化槽法、水質汚濁防止法、河川法
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ク) 土壌汚染対策法
- (ケ) 大気汚染防止法、悪臭防止法
- (コ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (サ) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (シ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律

- (ス) 電気事業法
- (セ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- (ソ) 騒音規制法、振動規制法
- (タ) 高圧ガス保安法
- (チ) 学校教育法、学校給食法、食育基本法、学校保健安全法、食品安全基本法
- (ツ) 食品衛生法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- (テ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (ト) 循環型社会形成推進基本法
- (ナ) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- (ニ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (ヌ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ネ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (ノ) 健康増進法
- (ハ) 警備業法、労働安全衛生法、その他各種のビル管理関係法律
- (ヒ) 建設業法、その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- (フ) 条例等
 - a. 大分県建築基準法施行条例
 - b. 大分県環境基本条例
 - c. 大分県生活環境の保全等に関する条例
 - d. 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
 - e. 大分県福祉のまちづくり条例
 - f. 中津市景観条例
 - g. 中津市環境基本条例
 - h. 中津市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
 - i. 中津市水道事業給水条例
 - j. 中津市情報公開条例
 - k. 中津市火災予防条例
- (ヘ) その他関連法令、条例等

イ. 【要綱・基準等】

- (7) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- (4) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- (5) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- (エ) 建築構造設計基準及び同基準の資料
- (オ) 建築設計基準・建築設備設計基準

- (h) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (i) 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- (k) 建築工事安全施工技術指針
- (l) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- (m) 建築物解体工事共通仕様書
- (n) 建設副産物適正処理推進要綱
- (o) ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- (s) 学校給食実施基準
- (t) 学校給食衛生管理基準及び同解説
- (u) 大量調理施設衛生管理マニュアル
- (v) 学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル
- (w) 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル、学校給食調理従事者研修マニュアル
- (x) 食に関する指導の手引
- (y) 学校給食における食中毒防止の手引き
- (z) 学校給食における食物アレルギー対応指針
- (aa) 学校環境衛生基準
- (ab) その他関連要綱、基準及びマニュアル

2. 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 法に基づく事業として実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の評価

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整した上で、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、本市のホームページで速やかに公表する。また、本事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、サービスの対価の額、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和6年10月2日	実施方針等の公表
令和6年10月9日	実施方針等に関する説明会、事業予定地の見学会開催
令和6年10月16日	実施方針等に関する質問受付締切
令和6年11月中旬	実施方針等に関する質問・回答の公表
令和6年12月下旬	特定事業の選定及び公表
令和6年12月下旬	入札公告及び入札説明書等の公表
令和7年1月上旬	入札説明書等に関する説明会、事業予定地・配送校見学会の開催
令和7年1月中旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和7年2月中旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
令和7年2月下旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和7年2月下旬	入札参加資格審査書類の提出期限（参加表明書、資格審査申請書等）
令和7年3月中旬	入札参加資格審査結果の通知
令和7年3月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和7年4月下旬	入札書及び提案書等の提出期限
令和7年6月中旬	提案審査及びヒアリング等
令和7年6月下旬	落札者の決定及び公表
令和7年7月下旬	基本協定の締結
令和7年8月下旬	仮契約の締結
令和7年9月下旬	中津市議会の議決、事業契約の締結

(2) 入札手続等

ア. 実施方針等に関する説明会の開催、事業予定地の見学会の開催

実施方針等に関する説明会、事業予定地の見学会を次のとおり開催する。

(7) 実施方針等に関する説明会

日時：令和 6 年 10 月 9 日（水）午前 11 時 00 分から午前 11 時 30 分まで

（受付：午前 10 時 30 分から午前 11 時 00 分まで）

場所：中津市役所本庁 4 階 研修室

申込期限：令和 6 年 10 月 8 日（火）正午まで

申込方法：参加申込書（別紙様式 1）に必要事項を記入のうえ、第 8-5 に記載の問い合わせ先に電子メールにて提出すること。

(4) 事業予定地の見学会

日時：令和 6 年 10 月 9 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

場所：中津市永添 2684 番 7

申込期限：令和 6 年 10 月 8 日（火）正午まで

申込方法：参加申込書（別紙様式 1）に必要事項を記入のうえ、第 8-5 に記載の問い合わせ先に電子メールにて提出すること。

その他：事業予定地には駐車場はないため、近隣駐車場を使用すること。

イ. 実施方針等に関する質問の受付及び回答

実施方針等に関する質問を、次のとおり受け付ける。また、質問への回答については、本市ホームページで公表する。

(7) 受付期間：実施方針等の公表の日から令和 6 年 10 月 16 日（水）まで

(4) 受付方法：実施方針等に関する質問書（別紙様式 2）に記入のうえ、第 8-5 に記載の問い合わせ先に、電子メールにより提出すること。

ウ. 特定事業の選定及び公表

特定事業の選定を行った場合は、令和 6 年 12 月下旬に、本市ホームページで公表する。

エ. 入札説明書等に関する説明会の開催、事業予定地・配送校の見学会の開催

特定事業の選定を踏まえ、令和 6 年 12 月下旬に、入札説明書等を本市ホームページで公表するとともに、入札説明書等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会を令和 7 年 1 月上旬に開催する。

オ. 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。質問の方法等は入札説明書において提示する。

カ. 入札参加資格審査及び提案審査に関する提出書類の提出期限

本事業に関する入札参加資格審査に関する書類を令和 7 年 2 月下旬に受け付け、事業計画等の提案内容を記載した提案審査に関する書類を令和 7 年 4 月下旬に受け付ける。

提出の場所及び入札に必要な書類は、入札説明書等において提示する。

(3) 落札者の決定及び公表

令和 7 年 6 月下旬に落札者を決定し、本市ホームページで公表する。

(4) 基本協定の締結

本市と落札者は、事業契約の締結に関する基本協定書について令和 7 年 7 月下旬までに、速やかに合意する。

(5) 入札の中止等

入札の妨害又は、談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(6) 落札者を決定しない場合

本市は、民間事業者の入札、審査及び落札者の選定において、入札者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに本市ホームページで公表する。

(7) 事業契約の締結

落札者の決定後に速やかに、本市は落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、本市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について本市のホームページにて公表する。

落札者は、仮事業契約締結時までに本事業を実施するための SPC を設立する。本市は、SPC と仮契約を締結し、中津市議会の議決を経た後に、事業契約を締結する。

3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ア. 入札参加者は、設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者、維持管理業務を行う者及び運営業務を行う者を含む複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することとする。
入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業または協

力企業とする。

イ. 参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

企業区分	定 義
代表企業	入札参加グループを構成する企業であり、SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、入札参加グループを代表し入札手続きを行う企業
構成企業	入札参加グループを構成する企業であり、SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
協力企業	入札参加グループを構成する企業であり、SPC から直接業務の受託・請負をし、SPC には出資しない企業

ウ. 代表企業は、入札参加グループのうち、SPC への最も高い出資割合を負担するものとする。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれアからカまでの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、一方の企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。）が他方の企業の役員を兼ねている者をいう。

ア. 共通事項

代表企業、構成企業及び協力企業は、次の(ア)から(イ)までの要件を全て満たしていること。

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないと認められる者であること。
- (イ) 中津市暴力団排除条例（平成 23 年中津市条例第 3 号）第 2 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (ウ) 中津市物品・役務（施設管理）等競争入札参加資格一覧表、建設業者競争入札参加資格一覧表又は測量・建設コンサルタント等登録業者一覧表に登録されている者であること。
- (エ) 中津市契約規則施行細則（昭和 62 年中津市告示第 39 号）第 10 条及び第 11

条の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。

- (オ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設業務を行う者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。
- (カ) 会社法第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (キ) 本事業に係る民間活力導入可能性調査業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に係る民間活力導入可能性調査業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - a. 株式会社 建設技術研究所
 - b. シリウス総合法律事務所
 - c. 竹澤建築設計工房
- (ク) 5. (3) に記載の中津市新学校給食共同調理場整備運営事業民間事業者選定委員会の委員と、資本面又は人事面において関連がない者であること。
- (ケ) 代表企業、構成企業又は協力企業が、他の入札参加者として参加していない者であること。
- (コ) PFI 法第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ. 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す(ア)から(エ)までの要件を全て満たしていること。なお、設計業務を複数の企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業が満たし、(ウ)及び(エ)の要件は、少なくとも 1 者が要件を全て満たしていること。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 中津市測量・建設コンサルタント等登録業者一覧表に登録されていること。
- (ウ) HACCP に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、元請として「HACCP 認証取得施設」、「ISO22000 認証取得施設」、「地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設」又は「ドライシステムの学校給食施設」の設計実績を有している者を配置することをいう。

- (I) 平成 26 年 4 月以降に完了した延べ面積 3,000 m²以上の学校給食施設的设计実績（基本設計又は実施設計）を有していること。

ウ. 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す(ア)から(ウ)の要件を満たしていること。また、建築一式工事において中津市内に本店を有する者を 1 者以上含めること。なお、建設業務を複数の企業で実施する場合は、建築一式工事を担う者の中から建設業務の代表者（以下「建設代表者」という。）を定めること。建設代表者は、(ア)、(イ)a.及び(ウ)の要件を満たしていること。また、建設代表者以外の企業にあつては、(ア)及び(イ) a.から c.のいずれかの要件を満たしていること。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 中津市の建設業者競争入札参加資格一覧表に登録されており、業種及び格付が、次に掲げるものであること。なお、担当工事以外の格付けをすべて満たす必要はない。
 - a. 業種：建築一式工事 格付：A 等級
 - b. 業種：電気工事 格付：A 等級
 - c. 業種：管工事 格付：A 等級
- (ウ) 平成 26 年 4 月以降に完了した延べ面積 3,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。

エ. 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す(ア)から(エ)までの要件を全て満たしていること。なお、工事監理業務を複数の企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業が満たし、(ウ)及び(エ)の要件は、少なくとも 1 者が要件を全て満たしていること。

- (ア) 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 中津市測量・建設コンサルタント等登録業者一覧表に登録されていること。
- (ウ) 平成 26 年 4 月以降に完了した延べ面積 3,000 m²以上の学校給食施設の工事監理実績を有していること。
- (エ) 平成 26 年 4 月以降に完了した学校給食施設の工事監理実績を有する一級建築士を工事監理者として配置し、工事監理を実施できること。

オ. 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。なお、

維持管理業務を複数の企業で実施する場合は、(ア)の要件については、全ての企業が満たし、(イ)の要件は、少なくとも1者が満たしていること。

- (ア) 中津市物品・役務（施設管理）等競争入札参加資格一覧表に登録されていること。
- (イ) 平成26年4月以降に完了した公共施設の維持管理業務の実績を有していること。

カ. 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す(ア)から(ウ)までの要件を全て満たしていること。なお、運営業務を複数の企業で実施する場合は、給食調理業務を行う企業は、(ア)から(ウ)までの要件を全て満たし、給食調理業務以外を行う企業にあつては、少なくとも(ア)の要件を満たしていること。

- (ア) 中津市物品・役務（施設管理）等競争入札参加資格一覧表に登録されていること。
- (イ) HACCP に対する相当の実績等を有していること。
なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、元請として「HACCP 認証取得施設」、「ISO22000 認証取得施設」、「地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設」又は「ドライシステムの学校給食施設」の運営実績を有していることをいう。
- (ウ) 平成26年4月以降に完了した4,000食/日以上为学校給食の調理業務実績を有していること。

(3) 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者が、本事業の落札者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業の実施のために代表企業及び構成企業の出資により SPC を仮契約締結までに中津市内に設立することとする。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(4) 入札参加資格要件の確認基準日

入札参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の提出期限日（以下「参加資格審査基準日」という）とする。

(5) 入札参加者の失格・変更

ア. 中津市新学校給食共同調理場整備運営事業民間事業者選定委員会の委員との接触

5 (3) に記載の中津市新学校給食共同調理場整備運営事業民間事業者選定委員会の委員の公表日以降において、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は失格とする。

イ. 入札参加資格審査基準日以降、事業契約締結までの期間

- (7) 代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。
- (4) 代表企業の変更は認められないが、構成企業又は協力企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた場合に限り、変更できることとする。

4. 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が民間事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

5. 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

民間事業者の選定は、入札参加資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

入札参加資格審査	入札参加資格に関する審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 開業準備業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 入札額に関する審査

(2) 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、中津市内に本店を有する者及び中津市物品・役務（施設管理）等競争入札参加資格一覧表(市内業者)又は中津市建設業者競争入札参加資格一覧表(市内業者)において、登録がある者（以下「市内業者」という。）の積極的な活

用（物資・飲食物・消耗品等の調達を含む。）や地元雇用の創出に努めるなど地域経済の振興に配慮すること。

なお、市内業者への発注額の考え方については、入札説明書等において提示する。

(3) 中津市新学校給食共同調理場整備運営事業民間事業者選定委員会の設置

民間事業者の選定に当たり、学識経験者等で構成する中津市新学校給食共同調理場整備運営事業民間事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）を本市に設置する。事業者選定委員会は、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

[敬称略・50音順]

	氏名	所属
委員	尾崎 明仁	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門 教授
委員	柴田 建	大分大学工学部理工学科建築学プログラム 准教授
委員	高松 伸枝	別府大学食物栄養科学部食物栄養学科 教授
委員	前田 良猛	中津市 副市長
委員	黒永 俊弘	中津市教育委員会 部長

第3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、本市が負うべき合理的理由があるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

2. 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料 1 に示す「リスク分担表」のとおりであるが、詳細については、事業契約書（案）において定めるものとする。

3. 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、改善勧告のほか、サービスの対価の支払の延期や減額、契約解除等の措置の対象となる。

第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- (1) 事業予定地：中津市永添 2684 番 7
- (2) 敷地面積：14,005.37 m²（うち有効面積 11,848 m²）
- (3) 地域地区等：用途地域：工業地域（建蔽率 60%，容積率 200%）
- (4) 接続道路：八ツ並上ノ原線
- (5) 給排水：上水道は八ツ並上ノ原線に埋設。公共下水道の整備なし。
- (6) 都市ガス：敷設予定なし

2. 施設要件

(1) 基本的考え方

本施設については、衛生面及び機能面を重視し、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分化、調理工程別の区画化等により、HACCP に対応した設備の配置を基本とする。

(2) 調理能力

7,100 食／日（食物アレルギー対応食 120 食／日を含む。）

(3) 献立方式

2 献立制、副食 3 品（果物・添え物を除く）とする。

(4) 施設形態

ア. 給食エリアは、ドライシステムを採用する。

イ. 食物アレルギー対応食専用の調理室及び調理機械・器具(炊飯機器を含む)を設置する。

(5) 食缶

ア. 食缶は、65℃以上又は 10℃以下を 2 時間以上保持できる機能を有する高性能保温食缶とする。

イ. 食缶は、配送車が勾配の急な箇所を通行することや、児童や生徒が階段により教室に運ぶことを考慮した仕様とする。

ウ. 食缶の選定にあたっては、学級規模に応じた容量とする。

(6) 配送方式

ア. 配送方式は食器食缶分離配送方式を基本とし、配送校によっては一括配送と

する。

- イ. 調理済み食品は、加熱終了時から 2 時間以内に児童生徒等が喫食できるよう配送することを原則とする。

(7) 洗淨・消毒・保管

食器・食缶等の洗淨・消毒・保管にあたっては、作業の合理化、効率化の観点を踏まえるものとする。

(8) 施設機能

本施設の概要は以下を参考とし、詳細については、要求水準書において提示する。

ア. 給食エリア

区域	室名
汚染作業区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食材搬入用プラットホーム ・ 荷受室 (①野菜、②肉・魚類、③調味料・乾物・その他) ・ 検収室 (①野菜、②肉・魚類、③その他) ・ 泥落とし室 ・ 食品庫・調味料庫 ・ 調味料計量室 ・ 物品倉庫 ・ 冷蔵庫 (室) ・ 冷凍庫 (室) ・ 野菜類下処理室 (根菜類、葉物類、果物類のレーン設置) ・ 肉・魚類下処理室 ・ 油庫 ・ 米庫 ※米庫には、保存用のスペースや、電気・上下水設備等は設置するが、必要となる設備の設置は含まない (設備の設置は、状況を見て別途本市が検討) ・ 可燃物庫・不燃物庫 ・ 食器・食缶等コンテナ回収用風除室 ・ 容器・器具洗浄室 (①野菜、②肉・魚類) ・ 運搬用カート等洗浄コーナー ・ 残渣処理室
非汚染作業区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜上処理 (切裁) 室 ・ 揚げ物・焼き物・蒸し物室 ・ 煮炊き調理室 ・ 和え物室 ・ 炊飯室 ※炊飯室には、調理スペースや電気・上下水道設備等は設置するが、炊飯設備の設置は含まない (設備の設置は、状況を見て別途本市が検討)。 ・ アレルギー専用食調理室 ・ デザート添物用仕分室 ・ 配送用風除室 ・ 容器・器具・運搬用カート等洗浄室 ・ コンテナ室
その他の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染作業区域前室 ・ 非汚染作業区域前室 ・ 調理従事者更衣室 (男女) ・ 洗濯・乾燥室 ・ 調理従事者用トイレ

イ. 一般エリア

区域	室名
市専用部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員用事務室 ・ 湯沸し室（コーナーでも可。） ・ 書庫 ・ 倉庫 ・ 職員用更衣室 ・ 職員用トイレ
事業者専用部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者用事務室 ・ 書庫 ・ 事業者用更衣室 ・ 休憩室 ・ 事業者用トイレ ・ 配送員用控え室
共用部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的研修室 ・ 見学通路 ・ 玄関 ・ 来客用トイレ ・ 多目的トイレ
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械室 ・ 電気室 ・ ボイラー室 ・ 自家発電機 ・ 廃水処理施設 ・ 受水槽 ・ ゴミ置場 ・ 駐車場 ・ 駐輪場 ・ 門扉及び塀 ・ 防災備蓄倉庫

第5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、本事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとし、詳細については事業契約書に定める。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号により事業契約が解除された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号により事業契約が解除された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

3. 本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、本市が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本市は事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除することができる。

4. 金融機関と本市の協議（直接協定）

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者
に資金提供を行う金融機関と本市で協議し、直接協定を締結する。

第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、本市はこれを無償で使用させる。
また、本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2. 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3. 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができ
る可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努め
るものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

第8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本市は、債務負担行為に関する議案を令和6年12月中津市議会定例会（令和7年3
月中津市議会定例会で再設定を予定）に、契約に関する議案を令和7年9月中津市議
会定例会に提出する予定である。

2. 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定
めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

4. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページで公表する。

5. 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

中津市教育委員会 体育・給食課 学校給食係

住 所：〒871-0058 中津市豊田町9番地10（サンリブ中津2階）

電 話：0979-62-9014 FAX：0979-22-1492

電子メール：taiikukyusyoku@city.nakatsu.lg.jp

本市ホームページアドレス：

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2024092700059/>

資料 1：リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	行政リスク	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
2		税制度リスク		●
3		サービスの対価に対する消費税の範囲や税率の変更	●	
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。）	●	
5		上記以外のもの		●
6	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度リスクに含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効（許認可の取得に係る行政指導への対応を含む。）		●
7		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
8		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
9		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
10	公的支援制度の獲得リスク ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクに含む	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更		●
11		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
12		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
14	共通 住民対応リスク	本事業の実施自体に関する周辺住民等の反対運動、訴訟等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の反対運動、訴訟等による計画遅延、条件変更、費用の増大等		●
16	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		●
17		本市の事由による第三者への賠償	●	
18	金利変動リスク	基準金利の設定時点までの金利変動	●	
19		維持管理、運営期間中の金利変動		●
20	要求水準リスク	事業者の実施する設計、建設、維持管理、運營業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
21	環境問題リスク	調査、設計、建設、維持管理、運営における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●
22	物価変動リスク	建設期間中の急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●※1	●※1
23		維持管理・運営期間中の急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●※2	●※2
24		上記以外の物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減		●
25	インフラ供給リスク	事業者の事由によるもの		●
26		本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。）	●	
27	不可抗力リスク	天災、戦争、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	●※3	▲※3

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
28	入札・契約段階	入札関連書類の誤り	●		
29		入札費用リスク		●	
30		資金調達リスク	本市が調達する資金に関するもの	●	
31			契約段階での資金調達の不調		●
32		契約締結リスク	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
33			事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
34	設計・建設段階	測量・調査リスク	本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
35			事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
36		設計リスク	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
37			事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
38		地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
39		土地の瑕疵	土地の瑕疵(土壌汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
40		工事費用増大リスク	事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
41			提示条件の誤りや追加指示など、本市の事由による費用の増大	●	
42		工期遅延リスク	本市の事由による工期の遅延	●	
43			事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延		●
44		施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		●
45			本市の事由による施設の損害	●	
46		施工管理リスク	工事監理の不備によるもの		●
47		一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
48	譲渡手続きリスク	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
49	維持管理・運営段階	維持管理・運営費用上昇リスク		●	
50		支払遅延リスク	●		
51		計画変更リスク	●		
52		施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害(配送校の損害を含む。)		●
53			本市の事由による施設の損害	●	
54		施設瑕疵リスク	施設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
55		施設譲渡リスク	本市に施設・設備を譲渡する際に、給食サービスが継続可能な状態にするための費用		●
56		配食数増減リスク (需要変動リスク)	本市の要請による配食数増加に伴う事業者の増加費用の負担	●	
57			児童生徒等の人数の減少による配食数の減少に伴う運營業務自体の収益の増減	▲ ^{※4}	● ^{※4}
58		異物混入リスク (食中毒リスク)	本市が実施する業務に起因するもの	●	
59			事業者が実施する業務に起因するもの		●
60		食物アレルギー対応 リスク	本市が実施する業務に起因するもの	●	
61			事業者が実施する業務に起因するもの		●
62			突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による場合)	●	
63		配送遅延リスク	本市の責めによる配送の遅延等により本市及び事業者に生じた増加費用の負担	●	
64			事業者の責めによる配送の遅延等により本市及び事業者に生じた増加費用の負担		●
65		運搬費用増大 リスク	本市の要請による配送校の変更等に伴う運搬費用の増大	●	
66			物価変動、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加など)		●
67		食器・食缶等破損 リスク	本市が実施する業務に起因する食器・食缶等の破損	●	
68			事業者が実施する業務に起因する食器・食缶等の破損		●
69	幼稚園及び学校、児童生徒等に起因する食器・食缶等の破損		●		
70	事業の中断・終了段階	事業の中断リスク	本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
71			事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
72			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	● ^{※5}	● ^{※5}
73	性能リスク	要求水準不適合による事業の中断に伴う損害		●	
74	事業の終了手続き リスク	事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

※1：事業契約書で規定する指数に基づき、±1.5%以内の物価変動は事業者の負担、±1.5%を超える物価変動は、±1.5%までは事業者の負担、±1.5%を超える分は本市の負担とすることを予定している。

※2：事業契約書で規定する指数に基づき、±3.0%以内の物価変動は事業者の負担としサービスの対価の変更は実施せず、±3.0%を超える物価変動が生じた場合にサービスの対価の変更を実施することを予定している。

※3：一定範囲の損害は事業者の負担とし、それ以上の損害は本市の負担とする。

※4：提供食数が6,000食未満又は7,100食以上となる場合には、サービスの対価の見直し等を行う。

※5：本事業に直接関連する租税に係る法令以外の法令変更等による事業中断は本市が負担、租税に係る法令変更等による事業中断は事業者が負担する。両者の事由によらない場合の事業中断は本市と協議のうえ両者が負担する。